

任意解散とは

寺院がすべての活動を停止し、清算手続きに入ることをいいます。

解散を希望する寺院

宗教法人 □□寺



任意解散

宗教法人 □□寺の法人格は消滅



手続きの概要

1 事前の準備

責任役員会議の議決、解散の公告、曹洞宗の承認、清算人の選定などを行います。

2 清算事務の実施

現務の結了^{※2}、債権者への公告、財産の処分や引き渡しなどを行います。

3 各種届出の実施

所轄庁や法務局、曹洞宗へ書類を提出します。

※2 現務とは、現在取り扱っている事務のことです。例えば墓地経営等が考えられます。

解散命令とは

吸収合併・任意解散ができない時、裁判所に解散命令を請求し、解散の手続きを進めることをいいます。

不活動寺院

宗教法人 ××寺



解散命令

宗教法人 ××寺の法人格は消滅



手続きが複雑なため、詳しくは下記QRコードよりご確認、もしくは曹洞宗宗務庁の総務部庶務課にお問い合わせください。

困ったときはご相談ください。

曹洞宗宗務庁

〒105-5844 東京都港区芝2-5-2

総務部庶務課 TEL : 03-3454-5412
MAIL : shomu@sotozen.jp

財政部資源課 TEL : 03-3454-5424
MAIL : shigen@sotozen.jp



詳しいお手続きはこちらよりご確認ください。

曹洞宗 寺院活動支援

検索

曹洞宗宗務庁

寺院の合併・解散

身近に
活動していない
寺院は
ありますか？



そのままにしておくと **危険** です！

所得
隠し

脱税

など

法人格が悪用される可能性があります。

こうした寺院の対策の一つとして

寺院を
合併する

寺院を
解散する

という手続きがあります。

まずは

次ページで対策を確認してみましょう。

対策を確認する

次のフローで、どのような対策がとれるのか調べてみましょう！



対策を進める前に…

寺院に関する 5つの事項を事前に確認しましょう！

✓ 登記情報

法人登記簿で寺院の実態を確認しましょう。

法人登記簿を
紛失したとき

法務局で取得できます。

✓ 法人規則

寺院は規則によって運営されます。
事前に規則の内容を確認しましょう。

法人規則を
紛失したとき

所轄庁※1に相談しましょう。

✓ 役員の状況

寺院には関係者(住職、寺族、檀信徒など)で構成された役員が
就任しています。事前に就任状況を確認しましょう。

現在の就任者が
わからない場合

曹洞宗宗務庁の
総務部庶務課までご相談ください。

✓ 関係者の意向

寺院の利害関係人や関係者の意向を確認し、
理解を得てから対策を進めましょう。

事前に
相談すべき方々

檀信徒、所属する僧侶及び寺族、
関係寺院など。

✓ 財産の状況

収支計算書などの財務諸表から財産の状況を確認しましょう。

財産の状況が
確認できない場合

曹洞宗宗務庁の
財政部資源課までご相談ください。

※1 宗教法人に対する認証等を所轄する行政機関。
原則として当該法人の所在地の都道府県知事があたります。

吸収合併とは

2つ以上の寺院を統合し、1つの寺院は存続、
その他の寺院は法的に消滅することをいいます。

吸収寺院
(吸収する側)

宗教法人 ○○寺



※住職は△△寺を兼務

被吸収寺院
(吸収される側)

宗教法人 △△寺



吸収合併

宗教法人 ○○寺 (△△寺の法人格は消滅)



手続きの概要

1 事前の準備

責任役員会議の議決、合併の公告、曹洞宗の承認などを行います。

2 合併契約の締結

吸収寺院と被吸収寺院の間で合併の契約を結びます。

3 各種届出の実施

所轄庁や法務局、曹洞宗へ書類を提出します。

